

4. 平成19年度新規事業について

平成19年度の新規予算事業として、がん検診に関する下記の事業を実施することとしている。各事業の内容については下記のとおりであり、概要を（資料3）のとおりまとめているので、遺漏のないようお願いしたい。

ア がん検診実施体制強化モデル事業

がん検診の精度管理に資するため、都道府県において、がん検診実施機関の名称、所在地、検診実施日や、受診者数、受診率、要精検率等の検診実績等のデータベースを構築する。また、都道府県のホームページに当該データを公表することにより、地域住民の検診受診の利便性の向上に寄与する。

本事業の実施主体は都道府県を予定しており、モデル事業として10自治体程度の実施を予定している。

なお、実施要綱等については、現在調整中であり、具体的な案が固まり次第お示しする。

イ マンモグラフィ検診従事者研修事業

マンモグラフィによる乳がん検診の診断精度の向上に資するため、十分な知識・経験を修得させるための上級研修を実施する。

本事業の実施主体は、都道府県、公益法人、NPO法人を予定している。

なお、現時点における実施要綱（案）については、（資料4）のとおりである。

ウ マンモグラフィ検診精度向上事業

マンモグラフィによる乳がん検診の診断精度の向上に資するため、デジタル式マンモグラフィ装置を導入している検診機関に対し、コンピュータ診断支援システム（CAD：Computer-Aided Detection）の導入の補助を実施することとしており、補助の予定台数は、45台を見込んでいるところである。

なお、現時点における実施要綱（案）については、（資料5）のとおりである。

平成19年度 がん検診関係新規予算（案）の概要

がん検診実施体制強化モデル事業

- 1 予算額（案） 約55百万円
- 2 事業
がん検診の精度管理を向上させるためのデータベースの構築に対する補助
- 3 補助先 都道府県
- 4 補助率 都道府県：10/10

マンモグラフィ検診従事者研修事業

- 1 予算額（案） 約1.6億円
- 2 事業
マンモグラフィによる乳がん検診に従事する読影医師及び撮影技師に対し十分な知識・経験を修得させる上級研修を実施
- 3 補助先 都道府県、公益法人、NPO法人
- 4 補助率 都道府県等：1/2

マンモグラフィ検診精度向上事業

- 1 予算額（案） 約3.5億円
- 2 事業
マンモグラフィによる乳がん検診の診断支援のため、デジタル式マンモグラフィを導入している検診機関等がコンピュータ診断支援システム（CAD）を購入する費用の一部を補助
- 3 補助先 都道府県、市区町村、厚生労働大臣が認める者
- 4 補助率 都道府県、市区町村、厚生労働大臣が認める者：1/2

○なお、平成19年度の概算要求に計上した下記事業については前倒しして実施することとし、平成18年度補正予算に計上。

マンモグラフィ検診遠隔診断支援モデル事業

- 1 予算額 約6.7億円
- 2 事業
マンモグラフィによる乳がん検診の診断精度の向上を図るための遠隔診断支援モデル事業を実施
- 3 補助先 都道府県、市区町村、厚生労働大臣が認める者
- 4 補助率 都道府県、市区町村、厚生労働大臣が認める者：10/10

マンモグラフィ撮影技師及び読影医師養成研修事業実施要綱新旧対照表(案)(平成19年4月1日施行予定)

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>1 目的</p> <p>この事業は、乳がんが現在我が国では女性のがん罹患率の第1位となっており、年間約3万5千人が発症し、約1万人が死亡するとともに、年々増加する傾向にあることにかんがみ、市町村(特別区を含む。)において実施するマンモグラフィによる乳がん検診(以下「マンモグラフィ検診」という。)を促進し、乳がん検診の受診率を向上させるため、<u>一定程度以上の知識・技術を有するマンモグラフィ検診に従事する技術者に、さらに、十分な知識・技術を修得させるための研修を実施し、乳がん患者の早期発見、死亡率の減少に資することを目的とする。</u></p> <p>2 実施主体</p> <p>マンモグラフィ撮影技師及び読影医師養成研修事業(以下「研修事業」という。)の実施主体は、<u>次の各号に掲げる者とする。なお、アに掲げる者については、事業の目的の達成のために必要があるときは、事業の全部又は一部を、研修事業を適切に実施できる者に委託することができる。</u></p> <p>ア 都道府県</p> <p>イ 公益法人</p> <p>ウ 特定非営利活動法人</p> <p>3 実施体制</p> <p>実施に当たっては、研修事業が確実に実施できる体制を確保すること。<u>なお、都道府県にあっては、「健康診査管理指導等事業実施のための指針の策定について(平成10年3月31日老健第65号厚生省老人保健福祉局老人保健課長通知)」に定める「生活習慣病検診等管理指導協議会」との連携に配慮すること。</u></p>	<p>1 目的</p> <p>この事業は、乳がんが現在我が国では女性のがん罹患率の第1位となっており、年間約3万5千人が発症し、約1万人が死亡するとともに、年々増加する傾向にあることにかんがみ、市町村(特別区を含む。)において実施するマンモグラフィによる乳がん検診(以下「マンモグラフィ検診」という。)を促進し、乳がん検診の受診率を向上させるため、マンモグラフィ検診に従事する技術者に<u>必要な基本的な知識・技術に関する研修を実施し、乳がん患者の早期発見、死亡率の減少に資することを目的とする。</u></p> <p>2 実施主体</p> <p>マンモグラフィ撮影技師及び読影医師養成研修事業(以下「研修事業」という。)の実施主体は、<u>都道府県とする。なお、事業の目的の達成のために必要があるときは、都道府県は、事業の一部を、研修事業を適切に実施できる者に委託することができる。</u></p> <p>3 実施体制</p> <p>実施に当たっては、研修事業が確実に実施できる体制を確保すること。<u>特に、「健康診査管理指導等事業実施のための指針の策定について(平成10年3月31日老健第65号厚生省老人保健福祉局老人保健課長通知)」に定める「成人病検診管理指導協議会」との連携に配慮すること。</u></p>

4 研修事業の種類及び内容

研修事業の種類及び内容は、次のとおりとする。

(1) マンモグラフィ撮影技師養成研修

ア 目的

マンモグラフィ検診に従事するために必要な十分な知識・技術を満たす診療放射線技師を養成することを目的とすること。

イ 受講資格

一定程度の知識・技術を有する診療放射線技師

ウ 研修期間

1 開催当たり、少なくとも2日間開催すること。

エ 1 開催当たりの定員

50名以下とすること。なお、50名を超える場合は50名毎を一単位として以下の要件を満たすこと。

オ 研修内容

特定非営利活動法人マンモグラフィ検診精度管理中央委員会（以下「精中委」という。）が実施する認定講習会と同等の内容とすること。

カ 講師の選定

精中委が実施する認定講習会と同等の者とする。

キ 開催場所

研修会を行える十分な広さ、設備を備えていること。

4 研修事業の種類及び内容

研修事業の種類及び内容は、次のとおりとする。

(1) マンモグラフィ撮影技師養成研修

ア 目的

マンモグラフィ検診に従事するために必要な一定程度の知識・技術を満たす診療放射線技師を養成することを目的とすること。

イ 受講資格

診療放射線技師

ウ 研修期間

1 開催当たり、少なくとも2日間開催すること。なお、第1日目を午後より開始し、第2日目の午後に終了する場合等も該当するものとする。

エ 年間の開催回数

地域の実情に応じ設定すること。

オ 1 開催当たりの定員

地域の実情に応じ設定すること。

カ 研修内容

研修内容は、次の事項を標準とすること。

- ① マンモグラフィ検診の基礎及び放射線物理に関すること。
- ② 乳房エックス線撮影装置及び周辺機器の取扱いに関すること。
- ③ 乳がんの診断に必要な臨床及び病理に関すること。
- ④ 乳房エックス線画像の所見に関すること。
- ⑤ 撮影の基礎及び撮影法に関すること。
- ⑥ 乳房エックス線撮影装置の撮影実務に関すること。
- ⑦ 精度管理に関すること。

キ 講師の選定

研修に従事する講師については、医師及び診療放射線技師等の資格を有する者であって、マンモグラフィ検診に関し十分な実務経験を有するものであること。

ク 開催場所

乳房エックス線撮影の実習及び乳房エックス線画像の読影に適した場所とすること。

ケ 受講したことを証する書面の交付

都道府県は、研修内容を全て受講した者に対し、受講したことを証する書面を

ク 認定試験の受験

本事業の研修を修了した者については、原則として、精中委が実施するマンモグラフィ技術評価試験を受験させるものとする。

(2) マンモグラフィ読影医師養成研修

ア 目的

マンモグラフィ検診に従事するために十分な知識・技術を満たす医師を養成することを目的とすること。

イ 受講資格

一定程度の知識・技術を有する医師

ウ 研修期間

1 開催当たり、少なくとも2日間開催すること。

エ 1 開催当たりの定員

50名以下とすること。なお、50名を超える場合は50名毎を一単位として以下の要件を満たすこと。

オ 研修内容

精中委が実施する認定講習会と同等の内容とすること。

カ 講師の選定

精中委が実施する認定講習会と同等の者とすること。

キ 開催場所

研修会を行える十分な広さ、設備を備えていること。

交付すること。

(2) マンモグラフィ読影医師養成研修

ア 目的

マンモグラフィ検診に従事するために必要な一定程度の知識・技術を満たす医師を養成することを目的とすること。

イ 受講資格

医師

ウ 研修期間

1 開催当たり、少なくとも2日間開催すること。なお、第1日目を午後より開始し、第2日目の午後に終了する場合等も該当するものとする。

エ 年間の開催回数

地域の実情に応じ設定すること。

オ 1 開催当たりの定員

地域の実情に応じ設定すること。

カ 研修内容

研修内容は、次の事項を標準とすること。

- ① マンモグラフィ検診の基礎及び放射線物理に関すること。
- ② 乳房エックス線撮影装置及び周辺機器の取扱いに関すること。
- ③ 乳がんの診断に必要な臨床及び病理に関すること。
- ④ 乳房エックス線画像の所見に関すること。
- ⑤ 読影の基礎に及び読影法に関すること。
- ⑥ 乳房エックス線画像の読影実務に関すること。
- ⑦ 精度管理に関すること。

キ 講師の選定

研修に従事する講師については、医師及び診療放射線技師等の資格を有する者であって、マンモグラフィ検診に関し十分な実務経験を有するものであること。

ク 開催場所

乳房エックス線画像の読影に適した場所とすること。

ケ 受講したことを証する書面の交付

ク 認定試験の受験

本事業の研修を修了した者については、原則として、精中委が実施するマンモグラフィ技術評価試験を受験させるものとする。

5 経費の負担

国は、都道府県等がこの要綱に基づき実施する研修事業に係る経費について、別に定める交付要綱に基づき、実施計画を勘案の上、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

6 留意事項

(1) 関係機関との連携

都道府県等は、研修事業の実施に当たっては開催地となる都道府県の医師会と協議を行うとともにがん検診実施機関、地域医療機関等の関係機関との連携を密にすること。

(2) 報告

都道府県等は、別に定めるところにより、研修事業の実施状況等を厚生労働大臣に報告するものとする。

7 施行期日

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

都道府県は、研修内容を全て受講した者に対し、受講したことを証する書面を交付すること。

5 経費の負担

国は、都道府県がこの要綱に基づき実施する研修事業に係る経費について、別に定める交付要綱に基づき、実施計画を勘案の上、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

6 留意事項

(1) 関係機関との連携

都道府県は、研修事業の実施に当たっては都道府県医師会と協議を行うとともにがん検診実施機関、地域医療機関等の関係機関との連携を密にすること。

(2) 報告

都道府県は、別に定めるところにより、研修事業の実施状況等を厚生労働大臣に報告するものとする。

7 施行期日

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

マンモグラフィ検診精度向上事業実施要綱（案）

1 目的

この事業は、乳がんが現在我が国では女性のがん罹患率の第1位となっており、年間約3万5千人が発症し、約1万人が死亡するとともに、年々増加する傾向にあることにかんがみ、デジタル式マンモグラフィ装置を導入している検診機関等に対し、読影診断の支援が可能な体制整備に対する補助を行うことにより、マンモグラフィによる乳がん検診（以下「マンモグラフィ検診」という。）の診断精度及び受診率を向上させ、乳がん患者の早期発見並びに死亡率の減少に資することを目的とする。

2 補助対象施設

マンモグラフィ検診を実施している検診機関等であって、デジタル式マンモグラフィ装置により撮影された画像の読影支援のためのシステム（以下「マンモグラフィ画像読影支援システム」という。）の整備を行おうとする次に掲げる者（以下「事業実施者」という。）とする。

- (1) 都道府県
- (2) 市町村
- (3) 厚生労働大臣が認める者（この要綱に基づき整備した機器により、マンモグラフィ検診を実施する者に限る。）

3 補助対象機器等

- (1) この要綱により補助できる対象機器等は、次に掲げるものとする。

ア マンモグラフィ画像読影支援システム

イ その他、マンモグラフィ画像読影支援システムに必要と認められるもの（機器の搬入、施設の改築等に要する経費を除く。）。

- (3) 次に掲げる費用は、補助の対象としない。

ア 人件費

イ 消耗品費

ウ 光熱水料

エ その他整備費として適当と認められない費用

4 整備条件

- (1) この要綱により整備する機器等は、日本医学放射線学会の定める仕様基準を満たす乳房エックス線撮影装置用として用いること。
- (2) 適切な技術を有する診療放射線技師、読影医師を、乳房エックス線撮影装置1台又は乳房エックス線撮影装置を備えた検診車1台当たり、必要な人員を確保できること（「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針（平成10年3月31日厚生労働省老人保健福祉局老人保健課長通知）」の別紙の3（1）エに掲げるマンモグラフィ検診精度管理中央委員会が開催する講習会又はこれに準ずる講習会を終了していることが望ましい。）。
- (3) この要綱により整備する機器等は、マンモグラフィ検診に使用すること。この場合、市町村を実施主体とするマンモグラフィ検診についても受託し、実施するものであること。
- (4) 診療の目的には使用できないこと。
- (5) 事業実施者は、別に定めるところにより、マンモグラフィ検診の実績等を厚生労働省あて報告するものとする。

5 経費の負担

事業実施者がこの要綱に基づき整備する機器等に係る費用については、厚生労働大臣が別に定める「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で補助を行うものとする。

6 報告

事業実施者は、別に定めるところにより、本事業の実施状況等を厚生労働大臣あて報告するものとする。

7 施行期日

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。